

(別紙)

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
語尾を言い換える改正は全く必要性が無いのではないか。	特定技能雇用契約を締結しようとする時点での事業者の要件の充足を求める規定です。当初の規定から主旨を変更するものではなく表現の適正化を図ったものです。
必要な訓練・研修の内容に基準などがなにも設定されておらず、義務化されていない。	特定技能雇用契約を締結しようとする時点での事業者の要件の充足を求める規定です。必要な訓練又は研修の内容については個々の事業者や登録支援機関が設定するものです。